

南海地震条例づくり 項目別検討表

NO. 11

場所		孤立に備える・耐える / 応急・復旧段階 / F-3-1 「食料・水等の調達と配給」 F-3-2 「孤立集落の救助」
日時		

時間軸	備えの段階	主体					
		自助(県民・事業所など)		共助(自主防災組織・ボランティアなど)		公助(県・関係団体など)	
		誰が	どのようにするか	誰が	どのようにするか	誰が	どのようにするか
時間軸	備えの段階	県民	<ul style="list-style-type: none"> ○水・食料等の生活物資、救出用具、簡易トイレ等の備蓄の確保など、一週間程度は自活できるような体制の整備 ○自救・自給をしなければならない時間、日数をあらかじめ想定して準備する ○居住環境、高層マンションなどでのトイレ、給水などの確認をする ○家庭だけでなく、事業所単位での備蓄をおこなう ○慢性的要治療者対策 	自主防災組織等	<ul style="list-style-type: none"> ○水・食料等の生活物資、救出用具、簡易トイレ等の備蓄の確保など、一週間程度は自活できるような体制の整備 ○アクセス可能な集落間での応援体制の構築 ○救助・救援の範囲(人数、内容-食料など)を想定する ○応急・復旧時に必要な事項、出動主体をあらかじめ想定しておく ○孤立の可能性の検討 ○限られた集落内での情報伝達・避難場所・救出場所の確認 ○備蓄品の配給計画 	市町村	<ul style="list-style-type: none"> ○水・食料等の生活物資、救出用具、簡易トイレ等の備蓄の確保 ○慢性的要治療者マップの作成
		当人と家族		自主防災組織等	○孤立を想定した訓練の実施(F-1-3)		<ul style="list-style-type: none"> ○住民への孤立時の対応についての周知・啓発 ○集落と市町村間の通信確保(衛星通信電話、簡易無線機、パケット通信、災害時有線電話等) ○ヘリコプター有効活用のためのヘリポートの整備等 ○河道閉塞が発生した場合の対応の検討 ○集落全体の長期的な避難場所の確保 ○上空から見て分かるような、孤立による救援要請のサイン(災害時でも可能な必要最低限の情報合図)の作成
	地震発生時				○まずは、命を優先する		
	応急・復旧段階	県民	<ul style="list-style-type: none"> ○生活基盤、条件の最低限を確保すること。 ○先取りして応急・復旧へ走らないこと ○水、非常食に余裕があれば避難場所の対策本部に拠出 ○調達・配給の手伝い ○孤立集落においてはそら中でできるだけ集まる ○備蓄品持ち出し ○食料・水等配給ルールの遵守 	自主防災組織等	<ul style="list-style-type: none"> ○備蓄に水などを現地対策本部に提供 ○調達・配給の手伝い ○備蓄品の公平な配給 	県・市町村 海保・海自 県等 市町村	<ul style="list-style-type: none"> ○情報収集を行い、避難所への水・食料等の生活物資を的確に配布する(的確な避難所運営に努める) ○孤立集落の災害危険箇所や道路寸断等の被災状況の迅速な収集と被災箇所への対応 ●孤立集落の支援(B-2-1) ○ヘリコプターによる救助・避難措置 ○建設機械等資機材確保
	事業者	○被災状況の確認、事業継続への見通しと救済支援の内容を確かめる(H-3-2)					
復興段階	県民・事業者	○食料・水等配給ルールの遵守	自主防災組織等	○備蓄品の公平な配給	市町村	○建設機械等資機材確保	